

静岡県告示第631号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年10月1日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

谷下 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番		
浜松市	天竜区	上野	上谷下	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線に囲まれた区域		
				175-1	1号	
					2号	
				176	3号	
				4号		
				5号		
			大林	181-1	5号	
			谷下	93-1	6号	
				94-2	7号	
				64-1	8号	
		両島	山本	上ノ山	54-1	9号
						10号
					896	11号
					898-1	12号
					888	13号
						14号
		上野			889-1	15号
					892-1	16号
					44-1	17号
					68-1	18号
					72	19号
					87-1	20号
					92	21号
						22号
					86	23号
					96-4	24号
上谷下			175-1	25号		
				26号		